

令和4年1月31日（月曜日）

議会活性化特別委員会

議会活性化特別委員会

令和4年1月31日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長 今野 雄紀 君

副委員長 菅原 辰雄 君

委員 伊藤 俊君 阿部 司 君

高橋 尚勝 君 須藤 清孝 君

佐藤 雄一 君 後藤 伸太郎 君

佐藤 正明 君 及川 幸子 君

村岡 賢一 君 三浦 清人 君

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 男澤 知樹

次長兼総務係長 高橋 伸彦

兼議事調査係長

議会活性化特別委員会の会議の概要

午後 1 時 10 分 開会

○委員長（今野雄紀君） ただいまより、議会活性化特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席人数は、12 人であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

初めに、私から一言挨拶を申し上げます。本日は午後から忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の会議は、前回 12 月 9 日の本会議において決定した 3 つの調査事項について調査するものです。それでは、早速会議を始めます。

初めに、政務活動費について議題といたします。事務局より説明をさせます。では事務局、お願いします。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、お配りしている資料の 1 ページを御覧ください。

政務活動費についてということで、そもそも政務活動費とは何ぞやという部分について、まず一枚、ざっくり簡単に事務方で用意させていただきました。地方自治法第 110 条第 14 項 15 項及び 16 項にこのように規定されております。

普通地方公共団体は条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派、または議員に対し政務活動費を交付することができる規定でございます。この場合において、当該政務活動費の交付の対象額及び交付の方法、並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならない、と規定しております。第 15 項には、前 14 項の政務活動費の交付を受けた会派、または議員は、条例の定めるところにより当該政務活動費にかかる収入および支出の報告書を議長に提出するものとする。そして 16 項には、議長は第 14 項の政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めるものとする。

これが、法律の規定でございます。中段です。

政務活動費の法的性格は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づく補助金と同様である、政務活動費の目的に沿った支出が前提であり、目的を逸脱した場合には、補助金という性格から交付の取り消しや返還が生じる、政務活動費も補助金と同様に、交付の取り消しや返還が生じるというものです。

では、使途ということをざっくりお伝えします。政務活動費を設けた趣旨は、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するため、議員の調査研究その他活動に必要な経費の一部として交付されるということありますから、この趣旨に沿わない使用は認められない、とい

うものです。対象となる経費としてということで、6点提示いたしました。調査研究費、視察調査にかかる旅費、研修費、研修会参加費、講師を招き開催する研修会経費、公聴費、アンケートを実施した際の費用など資料作成費、政務活動に必要な資料作成経費、資料購入費、図書の購入に要する経費、そして、要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費、等があるようです。

2ページをご覧ください。宮城県内の町村議会、町と村における政務活動費の交付の状況です。昨年7月に県の町村議会議長会で調べた資料です。21の町村がございまして、交付してます、というところが九つです。交付してません、政務活動費やってません、というのが12、交付の対象、要は九つの内訳ですかね、議員に対してっていうのが2団体、会派に対してっていうのが2団体、会派及び議員が4団体、会派または議員っていうのが1団体、交付の方法は年払いと、1年分というのが7団体と、議員1人当たりの交付額、これが月額換算5,000円から1万円の間、領収書の提出の義務付けは九つの団体すべて出さなくちゃいけない、というふうに規定されている、というような状況でございます。

まず、今日政務活動費につきましては一番最初ということでございますので、ざっくりとこういうことなのかな、というペーパーをご用意させていただきました。以上、事務方からの御説明でございます。

委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） 事務局の説明が終わりました。そこで私からちょっと補足ということなんですが、当町の先に定められた南三陸町議会基本条例の前文の一番最後の方に、議会は議員の自己研鑽と資質の向上に努め、そしてあと積極的な・・いろいろあって、町民福祉の向上及び町政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するとあります。そのためにもというわけではないんですけど、こういった条例を務めるためにも、ある程度の議員報酬も必要でしょうけど、それ以外の部分での報酬も大切だと思います。あともう一点は、さきの28日の議会が始まる前に控室にあった議員の学校のようなパンフレット、現在ですとオンラインでの研修というか勉強、これも約1万円くらいかかるような話で案内がありました。こういったことからも、この今回の活性化委員会で政務活動費について十分検討というか質疑、意見がありましたら、伺いたいと思います。

では早速、政務活動費について質疑ございましたら伺いたいと思います。質疑・意見等ありましたら、なんでも伺いたいと思います。

○阿部司委員 政務活動費、議会活動をする上での補助的な目的というふうなことで受けたんですけども、当然そうなんでしょうけども、やはり議員活動するために私たちは給料というものをいただいているんですけども、その給料というものが果たして高いのか安いのか私はわかりません。わかりませんけどその兼ね合ひっていうのはどうなっているのか、なったばかりで先輩たちがやってきたことに対して何言ってんだっていうことを言われるのは大変恐縮なんですけど、そういう客観的なものっていうのがわからないんですね、言えないんですよ。あれば、我々活動する上ではやりやすいし、なければ自力でやるしかないんですけど。それだけの差ですね。あればそれに越したことはないです、個人的には。

○委員長（今野雄紀君） わかりました。それで、報酬について、今ありましたけど高いのか安いのかっていうことで、かつて議会でも、報酬云々という議論というんですか、見直しのあれがあったんですが、当局から出された上げる方の見直しに対しては、議会として、震災で住民も大変なんで据え置くということ、それでずっと据え置いてきた経緯があります。

あともう一点は、そういった据え置かれてきた状況の中で、やはり見直されるときにはいろんな上げた方がいい下げた方がいいっていう、そういう議論があったわけですけども、その中に、新人のっていうか若い議員さんたちがなるためには、やはり現在の報酬よりももっと必要だっていうそういう意見も確かにありました。そういうところの中から、ずっとこれまで、議員報酬据え置きのままできて、やはりこういったコロナ禍とはいえないいろんな形で若い議員さんはじめベテランの議員さんはじめ、いろんな勉強なり研修する上で、やはり議会でいうと予算が必要だと思うんです。そういった所での、今回政務活動費を検討というか、意見その他いただければと思います。

（議員報酬について据え置くという議論があったことはないのでは、の声あり）

○事務局長（男澤知樹君） それでは私から、報酬のこれまでの活性化における経緯、議論の経過について若干お話しいたします。まず、報酬の見直しについては、昨年1年間議会の活性化でやってきたんですけども、コロナ禍ということで、一時ストップということになってます。

今議長からお話しあったんですけど、報酬でございますので、県内の他の町村の報酬の支給額とかあとは南三陸町の議会のこれまで報酬を上げてきた過去の経緯、経過とかあとそもそも報酬とはといったあたりの議論をしてまいりたということでございまして、今委員長からお話をありましたのは、報酬とは別に議員の期末手当、6月と12月に支給されます期末手当の上げたり下げたりという部分について一度、これは町長が提案したりすることもできますし議員

が提案することもできるんですけども、町長が南三陸町はこれまでずっと提案してきたと、議員のも、それが一度否決されたということはありました、その期末手当について議会の活性化特別委員会で上げる下げるといった議論はされてはいませんということは申し添えます。

いずれその上でなんんですけど、議員は給料ではなくて報酬でございます。町長とか副町長は常勤特別職で給料です。議員は報酬でございます、非常勤です、常勤ではないということでございます。議員の月額報酬はいくらということで決まっているのは、これは議員が例えば鉛筆を買うという事務的な経費とかの分も含まれてなんなく入って決まっているのかというと、多分そうではないんですよ。ここにある 100 条第 14 項ですか、にあるのは、活動するために必要な経費の一部として条例で決めれば出すことも可だよ、というのが規定でございますので、議員報酬とこの政務活動費というのは、性格を異にするものであるということは言えるのかなと思っております。

委員長と若干打ち合わせをした中で、今日は、今後の進め方とかこういった調査をしていたらどうだということとか、そういう御意見等を皆さんからお聞きしてみますか、というお話をございましたので、このペーパーに対する疑義でも結構なんですが、そういう御意見とかをいただければよろしいのかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） それでは改めて、皆さんの御意見等ありましたら伺いたいと思います。

○後藤伸太郎委員 1 つ、私の意見としてであれば、政務活動費、大変有効性はあると思います。

ただ、なんでしょうね、数年前に政務活動費をですね、不正に使ったりとかいうニュースが全国的に取り上げられて、いろんなところで返還したりとか無くしたりという動きはあったので、町民の皆さんからすればそこに対して納得するかどうかと、本当に必要なものだというふうにこちらがお話ししても、果たして理解が得られるかどうかというところには、かなりハードルが高いのかなというふうに思います。そこは考えなければいけない。

一方で今の報酬で、先ほど阿部委員からもお話しさりましたが、足りないんですかと、余計にもっとかかるという根拠はどこにあるんだというようなことを聞かれることも、当然あるんだろうなと。ただ、条例の定め方による部分はあると思いますが、当然領収書のようなものは公開すべきだと思いますし、その使わなかつた部分については当然支給しないということになっていくんだろうと思いますので、議員活動を熱心にやってらっしゃる議員さんには、その分月々 5,000 円か 1 万円か余計にお渡しするということですので、丁寧に説明すれば納得はしていただけるんではないかなと思いますので、政務活動費導入っていうことは意義はあるんじや

ないかなっていうふうには思ってます。

今後どうしていくのかっていう話もした方がいいっていう話ですと、県内で導入している町村が九つもありますので、そこの議員さんに直接お話を聞いてどういうふうに使ってますかとかどういうふうな導入の際には苦労がありましたかとかいうそういう話を聞いてみる、ということは1つ有意義かなと思います。あと、資料について事務局で知ってるかどうかわからないんですが、2ページの資料で交付対象が会派及び議員、という項目、それから会派または議員、という項目があつて受け取り方が難しいなと思ったんですが、会派にも払うし議員にも払う、ってことなんですかね。会派に属してない議員には、議員として払う、会派に属している人には会派として払う、それとも会派と議員で二重取りしてるのはどういう感じなのか、聞きたいなと思ったんですが、知っていますか。

○事務局長（男澤知樹君） 私もちょっと、と思いましたけど、まず柴田なんですけど、会派または議員ということで、結局会派に属さない議員もいるわけで、その場合は議員個人に出すよと、ただ3～4人で1つの会派を作っている場合もあるわけですから、そういう場合は会派に例えば1人1万円とか、1人当たり1万円と書いてありますんで、3人会派であれば3万円を会派にどんと出してるのかなと思いました。で、会派及び議員とある部分については、すみません例えば松島とか1人当たり7,000円と書いてあるんですけど、七ヶ浜とか8,000円とか大和町1万円とか書いてあるんですけども、これも二重取りではないと思うんですが、ここは後で確認してみます、すみません。

○後藤伸太郎委員 会派に払う場合と議員個人に払う場合とで、例えば額に開きがあったりとかそういうこともあるのかなと、あれば知りたいなと思ったというところです。私の意見としては以上です。

○委員長（今野雄紀君） 今局長より説明あったんですけど、この資料の1の今言ったこの月当たりの換算っていうこの表現が、例えば委員の皆さん1か月にこれくらい使えてそれ使い残したら、例えば7,000円あるのを5,000円使ったら次の月は、そういう捉え方してるのはいないと思うんですけど、その1番、交付方法っていうことで、例えば大河原町だと、1年ってなるんでこれ6万円っていうことになるんですね。そういう表現だとよりわかりやすかったのかなって私は思ったんです。1年で6万円で、使い切った方とそうでない方っていうことでわかりやすいんじゃないかと。

あともう一点は、今後藤委員より言われた会派に関してなんんですけど、当町では会派がない

んで、もし導入するとなったら進め方としては、とりあえずは有志の議員みたいな形でそのようないろいろな研修するときに何人かで一緒に受けると、そういうことも可能だと思いますので、いろんな有効な活用方法は会派がなくても可能じゃないかという思いも私はしてるんですけど。

他に御意見ありましたら。

○伊藤俊委員　はい、いろいろとその政務活動費については、この委員会では導入の是非ではなくてまず調査していこうということだと思いますので、ある程度期間を通して、いろいろ私たちの方でも調査していくのはもちろんこれはしなければいけないかなと考えております。

今日の資料では、ある程度事務方の方ですね、いろいろ性格ですとかストレスとか、あと県内の交付状況等もこうして一覧になるとやっぱりこうわかりやすいなという形も見えましたんで、実際今後の在り方というか進め方としては、まずはその導入しているところ、ないところを両面調査する必要がまずはあるのではないかなというふうに思いますし、導入しているところであれば例えば交付方法ですか、交付対象もしっかり調査できればなということも言えます。

導入しないところはですね、なぜ導入しないのかはもちろんなんですが、そういったことも何う調査を行っていければと、それを進めることによって私たち自身の議員活動なんでしょうね、何が必要で何が必要でないのかっていうのも整理できると思いますし、導入の是非にはたどり着くんでしょうけど、そのためには条例化ですか、まあ住民理解もどうしても必要になってくると思いますんで、私たちがしっかり説明できるようなそういった調査を今後できたらなというふうに考えております。以上です。

○委員長（今野雄紀君）　ありがとうございます。他に御意見ありましたら。はい、菅原委員。

○菅原辰雄委員　今コロナ禍で実際に行けるかどうかは別として、資料を取り寄せるとかいろいろなことで、事務局を通してもいいから実情を聞いてね、で、ある意味行ければ行った方がいいんですけども、行けなかったらそういうことで資料を取り寄せて電話なりなんなりでメールでやり取りして聞き取り調査をやって、他の自治体ではこうなんだこういうところいいところあるこういうところちょっとうまくないなっていうそんなの含めて導入するかしないかね、そういう調査だと思うんです。今ここで、これ以上どうのこうのつたってなかなか進まないと思うんで、そういうふうに進めていった方がよろしいかと思います。

○委員長（今野雄紀君）　他にご意見ありましたら。佐藤委員。

○佐藤正明委員 今皆さんいろいろ意見してるんですけど、まずもって私も各町村ですか、の話を聞いたり、それが先でないかなと思いますんで、とりあえずそういう形にしていった方がいいんではないかと思います。

○委員長（今野雄紀君） 他にございませんか。今発言いただいた委員さんの中には今後もう少し他町村の資料を取り寄せて調査していってもいいんじゃないかという意見がありました。そこでそういった意見あった中で、こういった活動費は必要ないんじゃないかっていうそういうご意見の方がもしあれば、伺っておいてもいいのかなと思いますんで。

○三浦清人委員 はい。

○委員長（今野雄紀君） はい、三浦委員には失礼なんんですけど、例えば簡単に、要らないっていうのはわかったんですが、どういったあれで少し補足等いただければ各委員さんも…。

○三浦清人委員 もらわなくて活動できない何物もないと思ってます。改めてもらわないと従来の活動ができないっていう理由はないというふうに思います。そういうことです。

○委員長（今野雄紀君） わかりました。ありがとうございます。他にございましたら伺いたいと思います。ございませんか。

それでは、今後いろいろと調査を続けていった方がいい、あとは調査の必要はないというそういうご意見がありました。そこで今後、政務活動費の調査については、引き続き続けていった方がいいのかこの場で調査を終了した方がいいのか、再度、多数決ではないんでしょうけど、もし再度ご意見ありましたら伺いたいと思います。もしない場合でしたら、先ほどの意見の方でもう少し調査を進めていいというこういった委員の方が多かったような気がしますので、今後もう少し政務活動費の調査については引き続き進めていきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では異議なしと認めます。よって政務活動費の調査については、今後継続ということといたします。

次に、住民と議会の懇談会について議題といたします。事務局より資料を元に説明させます。では事務局、お願いします。

○事務局長（男澤知樹君） はい、資料の3ページをお開き願います。住民と議会の懇談会についてというペーパーでございます。平成18年、議会行政改革に伴う特別委員会を設置し、平成22年から住民と議会の懇談会をスタートしております。平成23年の震災の影響がございまし

たが、平成 26 年から再開し、議会活動や復興状況の進捗状況を報告するとともに住民の方々の御意見を伺ってきた経緯がございます。南三陸町議会基本条例、抜粋しております。第 4 条、見出しへは町民と議会の関係とあります、議会は議会活動に関する情報を積極的に町民に公開するとともに、議会運営及び議決に関し説明する責任を果たすものとする。第 2 項、議会は全議員参加のもと議会報告会・意見交換会等を開催するなど、町民の意見を聞く機会を設け、これらを議会活動に反映させるものとする、というふうに規定されております。

これまでの開催状況でございます。近いところから並べました。令和 2 年度は実施しておりません。コロナ禍による令和元年度も、これもコロナ禍が始まったころでございまして、これも実施しておりません。平成 30 年度は意見交換会という形で、南三陸商工会、そして農協さん森林組合さん町内農林業者さんと意見交換会を実施しております。平成 29 年以前は、意見交換会ではなく報告会という形で実施しております。平成 29 年度は 4 会場、集まった住民の方々 22 人、28 年度は 9 会場 75 人、27 年度は 9 会場 129 人、26 年度は 6 会場 80 人、ということでございました。備考欄に書いてございますが、29 年は会場で回答または処理した事項は 22 件、検討課題とした事項は 5 件、議会として検討要すは 6 件、あとは執行機関へ通知、回答を要する事項と、要は当局にその話は伝えますというのが 37 件ほどあったといったふうに御覧いただければ結構でございます。

次のページ、4 ページをお開きください。一般的なということで資料を作ってみました。

意見を聞く場、住民懇談会であっても意見交換会であってもよろしいのですが、意見を聞く場を設ける場合の検討要素として、例えば懇談会を開くとした場合のメリットとしては、多様な世代や立場、職業の方々から多くの様々な意見を聞くことが可能なんだろうと、一方特定の団体、産業団体や教育子育て関係団体などとの意見交換会をやろうとした場合のメリットとしては、団体を絞って意見交換会を行うことによって、より深く課題をとらえることができる可能性がある、ということを書きました。懇談会のデメリットとしてはということで、意見や要望等が総花的になってしまって、焦点がぼやけてしまうという場合がある可能性があるということ、一方特定の団体に絞ってやった場合は、テーマを設定してそれに關する意見交換を行った場合、一回だけでは十分な議論ができないといった場合もあったりして、その場合は深掘りするために複数回の話し合いの場を持つ必要性に迫られる場合もあるんだろうなといったことを並べました。事務方としてコロナ禍ということを意識したメリットデメリットを書くことはちょっとためらうと、それは書きすぎだらうということで、そこは書いておりません。

どうぞ、様々な御意見の中で意思決定いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） 事務局の説明が終わりました。そこでこれから意見等いただくわけですが、資料にある一番上の南三陸町議会基本条例、そして議会はということで、下に線が引かれてます。全員参加のもと議会報告会意見交換会等を開催するとありますけど、私もこれまで開催してきた報告会意見交換会の中で、今後はその線を引いた後に書いてある、これらを議会活動に反映させるものとすると、そういうふうにうたってます。今回、こういった調査をする中で、できるならば今後の議会活動に反映させるような形での検討もしていっていただければと思います。それでは懇談会について意見をいただくわけですけど、まず最初に懇談会を実施するかしないかについて、そういった意見を伺っていきたいと思います。

はい、菅原委員。

○菅原辰雄委員 するってうたってるんだから、するかしないかってのはちょっとおかしい質問だと思います。ただこのコロナ禍の状況なんだけれどもやりますかっていうのならわかるんですけども、頭っからするかしないかって、やることに決まってるのに対してそれってちょっとなじまないでしょ。だから今言ったようにコロナがあって心配だから、こういう状況下でどうしますか意見を伺いますっていうんなら私はそれでいいと思うんで、その辺わるいけど…。

○委員長（今野雄紀君） 私も先ほど…。

○事務局長（男澤知樹君） はい、すみません。私口述作ってざっくりですけどお渡しした中で、コロナ禍なので実施する、コロナなので実施しないとか、コロナ禍なのでというくだりを委員長の方にお渡しした口述につけておりませんでしたので、それは事務方のミスという部分もございます、そこは事務的に申し訳ない、ということをお詫びさせていただきます。すみません、よろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） では改めて、コロナ禍ではありますけど、懇談会を実施しないの方向性に対して委員の皆さんのお意見を伺いたいと思います。失礼しました。どなたかございませんか。はい、及川委員。

○及川幸子委員 今までの経緯を見ますと、様々平成 26 年あたりにはだいぶ多くの人たちの意見を聞いて、デメリットにもありますけど総花的になってしまって、議会として吸い上げてそれを反映させることにはちょっと議会活動としては遠かったのかなという思いがします。この最近やってるのは各種特定の団体とやっておりますけど、それであれば、かえって数回今後ですね、1回ならず深掘りして吸い上げて年に1回でもそれを全体の議会活動の中に反映させる

ことができるんでないかなって思いがします。そして私はやるんだったらばこちらの特定の団体とした方がいいんでなかろうかなという思いがいたします。以上です。

○委員長（今野雄紀君） 他にございませんか。はい。

○村岡賢一委員 はい、今のお話出ましたけれど、コロナで活動ができなかつたりということでありまして、実際には議員と住民との懇談会っていうのはずっとやらなきゃいけない議員活動だと思いますので、やはりそれは絞って産業団体にするとか個人にするっていうのはその時その時の議員さん同士での話し合いの中で決めればいいことであって、やはり基本的にはそういう活動はするべきだと私は思います。

○委員長（今野雄紀君） はい、後藤委員。

○後藤伸太郎委員 あの、懇談会をコロナ関係なくしない方がいいっていう人は基本的にいないと思いますし、先ほど委員長、コロナの状況見てやれますかやれませんかっていう話ですよね。そこに関しては議会が不特定多数を集める会議をこの状況で行うと、蔓延防止の対象地域にはなっていませんけど、町内でも感染者がいるんだというお話は聞こえてきてますので、住民の皆さんにとってそんな中で、いやでもこれは大事だからぜひお集まりくださいと、ただ感染する可能性はありますと、そんなことはとてもじゃないけど言えないのではと思いますので、現段階でこれをオンラインとかなら別ですけど、招集するというのは非常に困難ではないかなと思います。

○委員長（今野雄紀君） 現段階では、こういった状況の中で難しいという意見がありました。そのほか、他の委員さんご御意見ありましたら。はい。

○阿部 司委員 議会には、2つの機能があると思うんですね、いわゆる政策の練り込みっていうかそういう機能とそれから行政への監視機能、政策立案と監視機能だと思うんですけど、どうにかしていわゆる住民、町民って言いますかそういう人たちの意見を盛り込むことをもう一つとして座談会、懇談会っていう表現しますけどそれをやるんでしょうけども、コロナということだから出来かねるというんでしたらそれに代わる方法を提案してもそれだと思うんです。アンケートを受けるとか、例えば議会広報誌のコメントに何かあったら要望をお願いしますとか。それをもって議会の運営に反映させるとか。要は議会の活性化を求めればいいのであって、それがもう1つだと思います。

○委員長（今野雄紀君） ありがとうございます。今回この懇談会についてなんですが、こういった状況の中ではほかの方法もあるんじゃないかという貴重な意見いただきました。他にござ

いませんか。

ではないようなので、とりあえずこういった状況の中で懇談会をやった方がいいかやらない方が、当然やらないというよりも見合させるっていう方向があると思うんですけど、やらないっていうとやらないんじゃなくて、見合せる、猶予しておくっていうんですか、そういう形で、そういう2つの方法があると思うんですけど、どのような形でやった方がいいのか、先ほどの皆さんの中ではやはり現時点では開催を控えてもう少し落ち着いてから開催の方向を探っていくということで。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 まあ、1つの区切りとして予算執行の上げ方もあると思いますんで、3月まで今年度どうするかということが1つの目安かなと思うので、3月中、今年度は状況がどうなるかわかりませんので、そこまでは見合せようということでおいのではと。で、3月定例会議が終わった後4月になって、まだコロナが収まらなければ、じゃあその中でやれることは何かっていうことを考え始める、コロナが収束して懇談会をやれそうだという場合はまたそこからどのように懇談会を開くかというふうに考えるという、3月年度替わりを1つの区切りとするのはいかがでしょうか。

○委員長（今野雄紀君） ただいま、今年度はとりあえず控えるという御意見ありました。こういった中で皆さん賛成なのか反対って言つたらいいのかわからないんですけど、そういう方向でよろしいかどうか、再度確認させていただきます。3月まで懇談会は見合せるという方向性でよろしいでしょうか。状況を見ながらですね、状況がよくなれば、3月議会終了でも十分検討するというそういう余地を残して、今回は暫定的に3月までは、来年度までは、とりあえず状況を見ながら見合せておくということでおよろしいですか、皆さん。

はい、ちょっとお待ちください…不慣れなもので、局長の方から確認させていただきます。

○事務局長（男澤知樹君） ありがとうございます、それでは確認いたします。明日から2月ですけど2月3月要は3月の末までは、オミクロン株の状況とか感染力の強さを考えれば、報告会になるのか意見交換会になるのかわかりませんけども、いわゆる懇談する機会はちょっと見合せようと。例えば3月あたりになって収束の兆しとか方向性が出てきたら、3月下旬とかであっても、特別委員会を開催して、今日の議論を再開をしようということ。

最後確認しますけど、やる場合は意見交換会だ、やる場合は報告会だということのどちらの形でやるかということについても今日は決めないということで、そこも次回の議論ということでおよろしいのかどうか、まあよろしいんだろうなと思って聞いてたんですけども、以上、もし

何かいや違うよとかあればあってもいいですし、これでよろしければこのようにということで御確認をお願いしたい、以上です。

○委員長（今野雄紀君） それでは、住民と議会の懇談会に関する調査は、先ほど局長説明あった通りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、住民と議会の懇談会に関する調査は、今後の動向を見てからといたします。

次に、タブレット端末の導入について、議題といたします。事務局より資料のもと説明させます。では事務局、説明お願いします。

○事務局（男澤知樹君） はい、5ページをお開きください。タブレット端末の導入についてということで、資料を作りました。これまでの調査の状況について、1枚整理しました。

平成29年5月10日の議会行財政改革に関する特別委員会において、議案書や資料のペーパーレス化、効率化を図るべく、その活用方法等に関する調査のため、すでに導入をして議会活動を行っているところの調査の実施について検討を行ったと、そして同年8月23日には登米市議会を視察した。同年11月には議員が改選されまして議会行財政改革に関する特別委員会から議会活性化特別委員会に名称変更となっておりますが、本件については改選前に引き続き、調査をすることと決定した。

平成30年1月30日、兵庫県篠山市を視察、同年7月特別委員会において、登米市で導入している業者のタブレットのデモンストレーション等を行った、同年10月2日はNTTドコモさん、NECネットエスアイっていう業者さんですかね、のデモを行った。

平成31年4月には議会活性化特別委員会としてタブレット端末導入に関わる調査を行つたが、調査事項の優先度として、議員定数及び議員報酬に関する調査並びに通年会期の導入に関する調査を優先することとしようということを決定し、タブレット端末の導入につきましては、優先順位を落として今後も調査を継続することと決定いたしたというところでございます。

以上がこれまでの当町の議会における本件調査の流れでございます。平成31年4月以降は、タブレット端末の導入に関する調査は行っておりません。

6ページをお開きください。県内の市町村議会におけるタブレット端末の導入状況に関する調査でございます。市町村ということで35の団体です。市については14市ございまして、そ

のうち導入しているというところが 5 市でございます。ただ、石巻については令和 4 年度に導入予定という話を伺っております。21 町村中、導入しているのは 5 町という結果です。柴田、大和、大郷、加美、美里です。導入割合は 35 市町村にいたしますと 35 市町村分の 10 市町ということで、28% 程度の導入、割合にしますと 30% 弱の割合というのが現状でございます。

以上が資料でございます。要はですね、委員長とも相談したんですけども、今後どういう調査をしていくかという具体がまだ決まっていない中でお示しできる資料としてはここまでなのかなということで、あとは今後の調査につきましては皆様から御意見をいただきながらということで、お話をさせていただきました。委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） ただ今事務局の説明が終わりましたので、今後の調査について御意見等あれば伺いたいと思います。どなたかございませんか。はい、菅原委員。

○菅原辰雄委員 事務局として、これまでの経過を報告していただきました。ある程度まで、当時のあれだと煮詰まってきて、あとは金銭とかいろんなとこ、その段階まで行ったというよう記憶しています。それに関わらない新人の議員さんもいるんだから、すべからくこれまでの経験値を元に進めるっていうのもちょっと新人さんに申し訳ないっていう気持ちもあるんで、その辺を今まで説明いただいた方はある程度理解しているっていうこの辺のギャップをね、どうやって埋めるのかとか、ただ若い人でかなり進んで私なんかより数段上の方もいるんで一概には言えないんだけど、全体としてその辺のギャップをどうするのか。

あとは具体にね、レベルはここまで来てるんだから、また更に戻って一からやるのかっていうことじゃなくてある程度レベルまで行ってからそこに若い新人さんを引き上げてもらって、進めるようになってということでとりあえず、それで次のステップどうしましょうかって諮つていただければと、すいません。

○委員長（今野雄紀君） 今、菅原委員の御意見にあったように、新人…今度なられた議員さんたちのタブレット端末に関するそういう現況っていうんですか、そういうところの拾いながら、今後の調査も進めていくうえで、どのようにすればいいのか改めて御意見いただければと思います。はい、三浦委員。

○三浦清人委員 最初にこの話が出て、これ平成 29 年でしたかね、業者さんが来てこういうことでいいですよ、確か NEC だったかね確か、そのタブレット扱ってる業者は一社じゃないだろうと、また別な業者さんも来いろいろと取り扱いなりペーパーよりもはるかにいいですよという話は聞かされた。

まあ業者ですから、機械売りの業者ですから、それから管理とかね、仮にあるわけだから悪いところは絶対に言わないわけだから、本当に業者さんがいう言葉が正しいのかなと。その後いろんなところに行った、これ議会運営委員会の方で行ったのかな、あとは登米市の方にも行ったというようですが、私なりに、私の意見ですからね、いろんなところに問い合わせしてみました、実際に使っているところに。

やっぱり経費面では業者さんは紙よりも将来的にはかなり浮くというようなお話をしたけども、タブレットに何て言うんですか入力するっていうんですかね、それからいろんな条例なり何なり改正になった段階でもまた更に打ち込みとか様々あるわけですね。その労力・人件費はかなりかかっているようです。あとはデメリットの面いうとね、執行部がペーパーレスで出すると、登米市なんかはね、議会がタブレットですから、そこでなかなか調子が取れない所もある。登米市は6年くらいになるのかな、導入して7年くらいになるのかな、とにかく大変ですというようなお話を聞いております。まあ近いうちに行って直接お話を聞かなきやならないなと思っていますけどね、いくら実際にどういう内容なのか、そして機械も毎年ではないけど進化しているようですね。どの機械を購入するかによって様々なサービスも違ってきてるというような話も聞いてるんでね、やるやらない導入するしない前に、実際にどれだけの経費がかかるのか、そういうものを皆さん調査して、きちんとしたものを出さないとちょっと前に進まないのかなという感じをしております。

○議長（星 喜美男君） あの、今登米市の話出たんですけど、登米市まで行って皆で調査してきたんだけど、ただね、あの機種では確かにかかると思います。比較すると、登米市の機械はだいぶ・・・宮城県で第一号で入ったんだけど、あれを調査に行ってもこれはいいっていう人なかなかいない機種なんですねあの機種は。今、入力とか手が、労力が余計かかるっていうけど今の機種はいずれ例えば議案でもなんでも作るにしても、総務課かどこかで作るんですけど、それをポンっと送っただけでタブレットにみんなに配布、これをペーパーにするには更に業者にやるとかなんとかって、そのまんま総務課からタブレットに送れるから労力ってのはかからなくなる、絶対かからなくなってるはずなんです。よく議会事務局がタブレットに落とすの大変だって言ってるけど、そうでなくて総務課から落としてやれるようになってて、その間の労力は、間に入ってる労力はかからなくなってるんですよ。だからちょっとそのあたりを調査した方がいいと思ってるんです、してみればわかると思って。ただ機種選びは大変重要な思います。あの登米市の機種ではあれ見たんではちょっと無理だって、今は気仙沼がすごく進んで

て、一年かそこらで完全に予算決算以外はペーパーレス化になってるんです。気仙沼なかなか進んでるから、もし調査するんであれば気仙沼がいいと思います。

○委員長（今野雄紀君） 議長より意見というかお話もありまして、機種選びが難しいというそういう意見、その前には三浦委員から経費がだいぶかかるんじゃないかなってそういう意見もございました。そこで、今後の調査におきましては、そういったことも事務局頼りに経費等は調べられるかわからないんですけど、調べられるものは調べていただいて、あとは機種に関しては、それも後の話なんで、そういういろいろなことの将来の方向性を見定めながら現時点での調査ということで今後進めるような形の意見が多かったんですけど、ただ今そういった意見ありましたけど他の委員さんていうかまだまだこういったタブレットに関しては語意見あると思いますんで伺っていきたいと思います。どなたかございませんか。

ただ今先ほど言ったような意見がございましたので、タブレット端末の導入に関する調査については、引き続きすることといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。よって、タブレット端末導入については今後も調査をすることといたします。

最後に、その他として各委員から特別委員会について御意見があれば伺いたいと思います。ございませんか。

それでは他に事務局から何かありましたら。なければ、次の委員会については、次回の特別委員会の開催は議長・正副委員長に一任いただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。その他皆様から何か御意見がありましたら伺います。

特になければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは最後に、副委員長から挨拶をお願いいたします。よろしくお願いします。

○副委員長（菅原辰雄君） 本日3項目について協議をいただきました。天敵であるコロナのた

めになかなか前に進まないな、歯がゆい状況でありますけれど、今後コロナの状況を見ながら皆さんと共に歩みを進めて、一日も早い議会活性化が効果が出るように努めていきたいと思います。それにはまず皆さんもくれぐれも気を付けて自らがコロナにかかるないことを御祈念申し上げまして、本日皆様に御苦労様を申し上げまして閉会といたします。

ありがとうございます。御苦労様でした。

○事務局（男澤知樹君） ありがとうございました。3月定例会の一般質問の締め切りを2月の14日、3月の議会、3月の1日2日あたり多分開会だと思うんですけど、今次長が皆様に配布いたしますので少しだけお待ちください。一般質問の通告の締め切りを、2月14日正午までといたしておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（今野雄紀君） 以上で、議会活性化特別委員会を閉会いたします。

午後2時19分 閉会